

工事成績評価における評価対象項目の追加 概要

SDGs 達成に向けた取組みの評価

県土整備部 技術検査課

■ 目的

- 建設業におけるSDGs推進とその機運の醸成、及び建設業界や現場の魅力向上のため、現場においてSDGs達成に向けて取組みを行うと共に、その内容を掲示し地域社会に示した工事について、工事成績評価で加点評価する。

■ 評価方法

工事成績評価の「創意工夫」において、以下を追加

【SDGs 推進】

- SDGs 達成に向けて取組み、その内容を現場掲示した工事

(※評価項目(例)は別紙1-2のとおり)

■ 評価の条件と考え方

- 会社としての取組みではなく、当該現場における取組みである
 - ・工事成績評価であることから、現場固有の取組みを評価
- 施工計画書に取組みの記載があり、かつ現場でその内容を掲示する
 - ・計画的に取り組むことを評価
 - ・現場で取組みを掲示し地域社会に示すこと
 - ⇒機運の醸成と現場や建設業界のイメージアップ
 - ・掲示方法(内容や掲示のサイズ)の基準を設定
 - ・取組み数の多少によらない
- 取組み内容がSDGs達成に寄与するかどうかの精査は行わない
 - ・SDGs達成についての明確な基準がない
- 取組みの短期・長期は問わない
 - ・現場見学会など1日で終わるものでも長期継続的なものでも評価
- 他の工事成績評価、総合評価落札方式等の評価との重複は問わない
 - ・SDGs推進はもとより、機運の醸成と現場や建設業界のイメージアップを図ることを評価

■ SDGs ロゴ使用およびガイドライン等について(国際連合広報センター)

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/